

## 医学物理士認定制度規程

## 規程の新旧対照表

現行	改正
最終改正 2020 年 10 月 21 日	最終改正 2023 年 7 月 15 日
第 1 条 この規程は、～	第 1 (半角) 条 この規程は、～
(新規認定)	(新規認定)
第 12 条 試験合格後 5 年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。	第 12 条 試験合格後 5 年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。
(1) 機構認定の医学物理教育コースに在籍または修了し、次のいずれかを満たす者	(1) 機構認定の医学物理教育コースに在籍または修了し、次のいずれかを満たす者
1. 修士の学位を有し、医学物理に関わる経験年数 2 年以上の者	1. 認定医学物理教育コースの修士の学位を有し、医学物理に関わる経験年数 2 年以上の者
2. 修士の学位を有し、博士課程または博士後期課程（以下、「博士課程」という）に 2 年以上在籍する者	2. 修士の学位を有し、認定医学物理教育コースの博士課程または博士後期課程（以下、「博士課程」という）に 2 年以上在籍する者
3. 博士の学位を有する者	3. 認定医学物理教育コースの博士の学位を有する者
4. 臨床研修生課程を修了した者（修了見込みを含む）	4. 修士の学位を有し、臨床研修生課程を修了した者（修了見込みを含む）
(資格の停止)	(資格の停止)
第 14 条 医学物理士として認定された者が第 13 条に掲げる細則に定める必要事項を満たさない者に対し、機構は最大で 1 年間資格を停止させることができる。	第 14 条 医学物理士として認定された者が第 13 条に掲げる細則に定める必要事項を満たさない者に対し、機構は最大で 1 (半角) 年間資格を停止させることができる。

以上